

国立大学法人東京学芸大学資金運用管理委員会要項

平成 30 年 11 月 8 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学余裕金運用管理規則（以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 余裕金の運用管理方針の策定及び見直しに関する事
- (2) 規則第 6 条に規定する取得価格下げ時の対応に関する事
- (3) 規則第 8 条に規定する運用資産構成に関する事
- (4) 規則の改正案に関する事
- (5) その他余裕金の運用（以下「運用」という。）に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号の掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務を所掌する理事
- (2) 財務施設部長（資金運用実務担当者）
- (3) 財務施設部財務課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部附属学校課長
- (6) その他学長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号の委員をもって充てる。

(会議の招集)

第 4 条 委員会は、半期毎に委員長が招集し、それ以外に必要な場合は、適宜、委員長が会議を招集できるものとする。

(運用管理)

第 5 条 委員会は、運用状況及び運用リスクを検証するとともに、規定等の違反が無いか監視するものとする。

2 委員会は、前項の検証の結果、規定等への違反の疑い及び過大な運用リスクを認識したときは速やかに役員会に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、財務施設部財務課が処理する。

(雑則)

第 7 条 本要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。